



このまちで始める

人生は、選び続けることの連続です。

たくさん選択肢の中から

二本松市を選択した方、選択しようとしている方へ、市はできる限りのサポートをしたいと考えています。

「このまちを選んで良かった。」と思っていたただくために…

今月号では、このまちで「働き」「住み続け」「子育てをして」「安心した老後を過ごせるよう」、市が実施しているサポート事業の一部を紹介します。



すし伝

店主 齋藤 正幸さん

二本松市出身の齋藤さんは、15歳から東京で寿司職人として修行を積む。いつか地元で自分の店を持ちたいという思いを持ち続けており、今年ついに、故郷の二本松で夢をかなえた。



ニハオハンテン
你好飯店

オーナー 桑原 三夫さん

市内の不動産会社の代表取締役も務める桑原さん。二本松を活気づけるためにも、いろいろなお店があると良いと考える。思い立ったが吉日、出店を決意してからわずか半年でオープンを迎える。



あだたらのちち株式会社

代表取締役 千葉 清美さん

14年前に夫の転勤で神奈川県から福島県内に移住した千葉さん。自然や人の温かさから福島が大好きになった。震災や自身の病気を乗り越えた経験から、福島を元気にしたいという気持ちが強くなり、店をオープンさせる。

◀市内で頑張っている企業やお店が数多くある中で、市は平成28年度から、新たに事業を営もうとする方が、市内の空き店舗や空き家、空き事務所等を活用して創業しようとする方を対象に、建物の改修費用などの一部を助成する制度(4ページ参照)を開始しました。

これまでに9の方が、この制度を活用して市内で創業され、新たなスタートを切っています。

市内にお店が増えることで、まちに賑わいが生まれ、活気がでできます。

このページでは、平成30年度に市の助成制度を活用して創業された3人(店舗)を紹介します。



お店の一押しメニューはちらし寿司のランチセット(1296円)。普通のちらし寿司とは違い、お皿の中央に酢飯を置き、その周りに大根のツマに載った刺身が配置されたオシャレな一品で、刺身本来の味を楽しめる。味噌汁、サラダ、デザートが付いてお得なセット。【お店の住所：郭内3-313-5】

その道一筋48年。寿司職人の修行を積んだ齋藤正幸さんは、昨年12月4日に、霞ヶ城公園を望む郭内地内に念願の自分の店『すし伝』を開きました。

自分の店を持ちたい、と商工会議所に相談していたところ、市の空き店舗等活用事業補助を紹介され、後押しとなりました。「この補助金制度がなければ、店を持つことはできなかった」と語ります。

齋藤さんのこだわりは「食材」。新鮮な魚介類は毎朝市場に出向いて直接仕入れており、米も選

りすぐりの福島県産米を使用しています。職人の経験と勘で、良い食材をすぐに見分けることができるといいます。

「寿司店は敷居が高いイメージがあるかもしれないが、ランチメニューやお子さまセットもあるので、気軽に立ち寄ってほしいです」と齋藤さんは話します。

今後の抱負を伺うと、「まずは地元の人に愛される店を目指したい。それから少しずつ、多くの人に知ってもらい足を運んでもらえるよう頑張りたい」と意気込みを語ってくれました。



お店の一押しメニューである「火鍋」(2人前2980円〜)は、肉や野菜を軽くスープで煮てからタレをつけて食べる、鍋としゃぶしゃぶの中間のような料理。本場の中国・重慶から教えてもらったレシピで、辛いスープは1辛から5辛まである。おすすめはラム肉と牛肉。【お店の住所：本町2-197】

まずはアクションを起こさないといけない。オーナーである桑原三夫さんは、今年3月17日に、二本松駅前に本格的な中華料理を味わえるお店『你好飯店』をオープンさせました。

中途半端では飽きられてしまうため、本格的な中華料理店を目指しました。店長を含むスタッフは全員中国人で、食材や調味料・レシピは本場中国のものを取り入れています。店内には中国から仕入れた装飾品が飾られ、まるで中国に来たかのような気分が味わえます。

一方で、店舗の内装や設備等は全て地元業者を利用しています。そこで人と人とのつながりが生まれ、地元から愛される地域密着型のお店を目指していると桑原さんは言います。お店のアイデアを語ったり、市の補助金制度を知ったのも、地元の団体や商工会議所などとの交流の中からでした。

今後の抱負を伺うと「日本人に中国の食文化を伝えながら、二本松を活気づけ、身も心もホットになっていただける店にしたい」と話してくれました。



あだたらの生乳を100%使用したソフトクリーム「きよミルク」(500円)は、生クリーム・植物性油脂は使用していないが、とても濃厚な味わい。添加物も一切使用していないため口溶けが柔らかで、低温殺菌製法のためお腹も壊しにくい。【お店の住所：西町2-1】

大好きなソフトクリームで、大好きな福島を元気にしたい。一から猛勉強し、飲食店で働く経験も重ね、今年3月28日に杉田地内に『あだたらのちち』をオープンさせた千葉清美さん。

同じ気持ちを持つ人たちと思いを共有したい、と起業セミナーに参加するようになり、そこで市の創業者を支援する制度を知りました。同時期に知人から実家の空き店舗を利用しないか、と誘いがあり、お店をオープンすることを決意したそうです。

おいしいのはもちろん、安全・

安心で体に優しいソフトクリームで地域を元気にしたい。夢の一步を踏み出した千葉さんに今後の抱負についてお聞きしました。「現在は店舗で製造したものを大玉村の『あだたらの里直売所』で販売していますが、店舗でも販売を始められるよう準備を急ピッチで進めています。自家製コーンや地元産フルーツのトッピングなど、メニューを工夫していきたいです。また店内にイートインスペースを設けて、地域の人たちが気軽に集まれる場所にしていきたいです。」

働く

市内の事業者を応援します

市は、これから創業を考えている方やより良い事業展開を考えている経営者の皆さんに向けて、県内トップクラスの補助制度を用意しています。

01 市内で創業される方必見① 空き店舗等活用事業補助

新たに創業する方が、市内の空き店舗や空き家、空き事務所等に入居する際の改修費および賃借料に対し、その費用の一部を補助します。
補助額等

補助対象費	補助対象期間	補助限度額
①店舗等改修費	交付決定日から営業開始日まで	200万円
②店舗等賃借料	営業開始日月の翌月から1年間	10万円/月
③創業者住居賃借料		5万円/月

補助率 3分の2以内

補助対象者

創業者のうち、市内在住(市内に転入予定)の方、または市内に事業所を有する法人

補助対象経費

- ①店舗等改修費：
・内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、サイン工事、電気照明等の設置工事等
・建物と一体となって機能する設備の導入、備品の購入
- ※いずれも市内業者を利用する

改修または備品購入に限る。
②店舗等賃借料：

・賃借店舗等の月額家賃(敷金・礼金等の諸経費を除く。)

③創業者住居賃借料：

・年度内に市外から転入した方の住居の月額家賃(敷金・礼金等の諸経費を除く。)

02 市内で創業される方必見② 融資資金利子補給補助

新たに市内で創業される方が借り入れる資金の利子に対して、その費用相当額を補助します。

補助額 対象融資において支払うこととなる1～2年間分の利子相当額

※限度額は、融資額に係る利率の年2パーセントに相当する額

補助対象者

・対象融資を受けた後、速やかに創業する方、または創業後1年以内に対象融資を受けている方

・市内に本店や主たる事業所がある法人または個人で、引き続き市内で事業を営む方

補助対象融資

- ・福島県起業家支援保証融資
- ・(株)日本政策金融公庫国民生活事業における創業向け融資

03 新たな事業展開を目指す方へ① 繁盛店づくり支援事業補助

市内の店舗等で商売を営む方が、または営もうとする方が行う「新商品開発事業」「販路開拓事業」「経営改善事業」に対し、その費用の一部を補助します。



・問い合わせのみ…

商工課商工振興係 ☎(55) 5120
Fax (22) 8533

Fax (22) 4438

・安達地域・岩代地域・東和地域で創業を希望される方…

あだたら商工会 ☎(23) 5854
Fax (22) 6677

・二本松地域で創業を希望される方…

二本松商工会 ☎(23) 3211
Fax (22) 6677

・市内金融機関が実施する前記2つの融資条件に準ずる融資※対象融資の上限は2千万円

※借換資金としての融資は対象外

◎問い合わせ・申請先(01・02)：

・二本松地域で創業を希望される方…

二本松商工会 ☎(23) 3211
Fax (22) 6677

・安達地域・岩代地域・東和地域で創業を希望される方…

あだたら商工会 ☎(23) 5854
Fax (22) 4438

・問い合わせのみ…

商工課商工振興係 ☎(55) 5120
Fax (22) 8533

・問い合わせのみ…

商工課商工振興係 ☎(55) 5120
Fax (22) 8533

・問い合わせのみ…

商工課商工振興係 ☎(55) 5120
Fax (22) 8533

・問い合わせのみ…

商工課商工振興係 ☎(55) 5120
Fax (22) 8533

・問い合わせのみ…

補助対象事業等

補助対象事業	補助対象経費
新商品開発事業 (市内の地域資源を活用したものに限る)	専門家謝金・旅費、研究開発費、市場調査費、商品ラベル・パッケージ作成費、広告宣伝費
販路開拓事業 (自社の製品等の情報を市内外へ発信する事業)	研究開発費を除く上記経費の他、ホームページ開設費、ネットショップ開設費
経営改善事業 (自社の経営状況を改善する事業)	専門家謝金・旅費、経営改善計画策定費、モニタリング費、経営改善セミナー等参加費

補助率 2分の1以内

補助限度額 30万円

補助対象者

中小企業者で、市内に事業所を有する法人か、事業所を有し市内に在住の方、または前記を主たる構成員とする組合および任意団体

補助対象業種 小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業(理容業、美容業、クリーニング業等)、娯楽業を営む店舗

募集期間 5月15日(水)から6月17日(月)までの午前9時から午後5時(土日・祝日を除く)。

04

新たな事業展開を目指す方へ②
店舗等施設整備費補助

市内の店舗等で商売を営む方または営もうとする方が行う「店舗等の改装・改修」や「店舗等と一体となって機能する備品の購入」に対し、その費用の一部を補助します。

補助対象者

市内に在住の方、または市内に事業所を有する法人

補助対象経費

- ・市内施工業者を利用する10万円以上(税込み)の店舗改装費用等
- ・市内販売業者を利用する10万円以上(税込み)の店舗と一体となつて機能する備品購入費用

補助率 2分の1以内

補助限度額 50万円

補助対象業種・募集期間

「繁盛店づくり支援事業」に同じ。
※03および04の事業採択に当たっては、新規の方を優先し、内容審査の上決定します。

05

新たな事業展開を目指す方へ③
展示会等出展支援補助

市内事業者の新規市場開拓・販路拡大支援のため、展示会等に出展する際の経費の一部を補助します。

補助対象者 市内に事務所また

06

人材育成をお手伝いします
事業所等人材育成補助

は事業所を有する事業者
補助対象事業 市外で行われる展示会や商談会など
※即売を主目的とするものを除く。

補助対象経費
展示小間料、出店負担金、展示装飾料、備品使用料、旅費、運搬費

補助率 2分の1以内
補助限度額 10万円

市内事業所等における優秀な人材の育成・確保を推進するため、研修受講等に係る経費の一部を補助します。

補助対象者 市内で事業を1年以上営んでいる事業所など

対象となる研修等

- ①事業所等が自ら企画し、講師等を依頼して開催する研修
 - ②専門研修機関が実施する各種研修等
- 補助額等**

- ①研修に要する経費の2分の1以内の額で、限度額は50万円
- ②研修に要する経費の2分の1以内の額で、受講者1人につき限度額10万円

◎問い合わせ・申請先(03-56) :

商工課商工振興係

☎(55) 5120
Fax(22) 8533

07

二本松に就職する若者を応援
大卒者等定住促進奨励金

支給対象者(次のいずれにも該当)
・学校教育法に規定する大学、大学院の修士課程、大学院の博士課程、短期大学、専修学校(教育・社会福祉の専門)および高等専門学校を卒業して1年以内の方

- ・市内の事務所や工場、保育所等に新規で正社員または正職員として雇用され、市内に定住する方(公務員、契約社員、嘱託、パート、アルバイト、臨時雇用者は除く)。
- ・正規雇用された時点において、奨学金・教育ローンの返済残高がある方

※この他、納税要件等あり
奨励金の額 最大30万円

◎問い合わせ・申請先:

秘書政策課新エネルギー推進係
☎(24) 7120
Fax(22) 8533

住む

市内に定住する方を全力で応援します

全国の地方自治体では、人口減少を食い止めることが大きな課題となっており、本市も例外ではありません。市内へ定住してもらうための本市独自の助成事業を提案することで、この問題を取り切っていきます。

01

結婚して二本松市へ
お引っ越しする新婚夫婦へ
敷金、礼金、
引っ越し費用助成

新生活を支援するため、平成31年1月1日から令和2年3月20日までの間に婚姻届を提出し、新たに市内の民間賃貸住宅を借りる新婚夫婦で、次の要件を全て満たす方を対象に、敷金・礼金等を助成します。

支給対象要件

- ・ 夫婦の所得合算額が340万円未満であること
 - ・ 婚姻届提出日における夫婦双方の年齢が34歳以下であること
 - ・ 平成31年1月1日から令和2年3月20日までの間に、市内の民間賃貸住宅の契約を締結し、新婚夫婦の双方または一方が居住していること
 - ・ 新婚夫婦の双方または一方が本市に住民登録があり、生活の本拠が本市にあること
- ※この他、納税要件等あり
※令和2年3月31日までに申請が必要

助成対象費用

- ・ 民間賃貸住宅の賃貸借契約の締結に伴い支払う、敷金と礼金
- ・ 運送業者等に支払う引っ越し費用

02

助成金の額

平成31年1月1日から令和2年3月20日までの間に支払った助成対象費用の合算額(上限30万円)

◎問い合わせ先

子育て支援課子ども家庭係

☎(55)5094

Fax(22)8533



三世代同居住宅改修助成金

支給対象者

実績報告日において曾祖父母、祖父母、父母、子の三世代以上が同居している方

対象工事

市内業者と契約し施工する、機能の向上を伴う住宅内部の改修(リフォーム)で、次の条件を満たしている工事が対象となります。

ます。

- ・ 工事費用が20万円以上
- ・ 契約日が平成31年4月1日以降

※太陽光発電の設置やエアコンの設置など、備品購入は補助対象外

助成金の額

最大36万円(助成対象工事費用の2分の1の額)





03

新築住宅を

購入する若者を応援します

定住促進住宅取得奨励金

二本松市内に定住する意志を持ち、新築住宅を取得した方に奨励金を支給します。

支給対象者

- ・市内業者と契約し建設した新築住宅を取得する方
- ・平成30年4月1日以後に新築住宅の取得契約を締結し、平成31年4月1日以後に新築住宅を取得した方
- ・契約時に配偶者または18歳未満の子を有しているなどの要件を満たす方

※この他に、納税要件等あり。
助成金の額 36万円

04

空き家をリフォームして

定住する方を応援します

空き家改修助成金

新たに二本松市に転入される方で、空き家を改修(リフォーム)し、定住しようとする意志があるなどの要件を満たす方へ助成します。

助成対象工事

- ・工事が20万円以上で、台所や浴室、トイレ、洗面所、内装などのリフォーム工事
- ・空き家の購入・賃貸借契約を締結して1年以内に契約した工事

助成金の額

最大50万円(助成対象工事に要する費用の2分の1に相当する額)

※空き家とは：市内の住宅で売買契約または賃貸借契約をした日の前日までの3カ月以上居住その他の使用をしていない状態にあるもの。ただし、賃貸借のための所有・管理をされている貸家等を除く。また空き家の所有者が、3親等以内の親族である場合は助成対象外となります。

05

県外から

移住してこよう方を応援します

来てにほんまつ住宅取得支援事業補助金

支給対象者

- ・二本松市に永住する意思を持って居住する県外在住者(住宅取得の契約日に住所が県外)
- ・住宅の売買契約日から起算して1年前までに世帯員全員が本市に住所を有しない方
- ・補助対象住宅の契約日から1年以内に申請を行う方

補助額 最大200万円

補助基本額140万円

・「40歳未満」、「創業支援活用」、「市内業者を利用」の要件に当てはまる場合は各20万円加算

◎問い合わせ(02-55) :

秘書政策課新エネルギー推進係

☎(24)7120

Fax(22)8533

妊 娠 子 育 て

二本松市の宝(子ども)を産み育むために

市内に出産できる医療機関が無い現状だからこそ、妊娠期から子育て期までの方々のお役にたてるような、さまざまな取り組みをしています。

※引き続き産婦人科医を確保するための取り組みも進めていきます。

01

妊婦さんにやさしい支援
**妊婦健診、産後健診、
妊婦歯科検診**
妊婦健康診査

出産までの15回分の妊婦健診を助成します。

産後1カ月健診

ママの産後1カ月健診費用を助成します。また今年度から、産後メンタルヘルスのためのアンケートも行います。

妊婦歯科検診

妊娠中は、体調の変化などでむし歯や歯周病が起こりやすいため、妊婦歯科検診1回分の費用を助成します。

02

赤ちゃんが欲しいご夫婦へ
不妊治療費の助成

子どもを持つことを希望しているご夫婦を支援します。

※それぞれ所得要件がありますので、詳しくはご相談ください。
特定不妊治療費助成

県特定不妊治療に該当している場合、男性女性を問わず、治療費の一部を一人1回15万円を上限に、通算5年で10回まで助成します。

一般不妊治療費助成

年間15万円を上限(回数不問)とし、連続5年まで助成します。

03

出産時の交通費を助成します
出産時交通費助成事業

市外での出産を余儀なくされている状況を踏まえ、出産時と退院時のタクシー利用の助成をします。

助成内容 県内の自宅(里帰り先)等と医療機関までのタクシー料金(実費)を助成します。

※利用時に出産に至らない場合でも、1回の利用とみなします。

※タクシーを利用しなかった場合は、ガソリン給油券(千円×2回分)と引き換えます。



04

スマートフォンで子育て支援
子育て支援アプリ配信

妊娠・出産を支援するいろいろな情報や、子育てに役立つ情報が1つにまとまった便利なアプリ配信をしています。

アプリで分かる主な例

- ・妊娠・出産に関する支援情報
- ・乳幼児健診や予防接種の情報
- ・子育てイベント情報など

こんなこともできます
お子さんの体重や身長、コメ

05

産後のママと赤ちゃんのために
産後ケア事業

心身ともに不安定になりやすい産後の母体回復や、育児不安軽減のため、二本松病院と連携して、助産師による産後ケアを行います。

デイケア(日帰りでケア)に加えて、4月よりショートステイ(宿泊してのケア)を開始します。

対象者 産後5カ月未満までの母子

※1日2組まで

ケア内容 母子健康チェック、乳房ケア、授乳相談など



▲Google Play



▲App Store

登録方法 ご利用のスマートフォンで、次のQRコードを読み込んでダウンロードしてください。(市ウェブサイトからもダウンロードできます。)



利用日・時間等

	日帰りケア	宿泊ケア
利用日・時間	月曜日 ～金曜日 午前10時 ～午後4時	月曜日 ～木曜日 午前10時 ～翌日 午前10時
利用回数	7回以内	7泊以内
自己負担金(1回分)	千円 (昼食・おやつ付)	3500円 (3食・おやつ付)

申し込み 利用希望日の前日の午後4時までに電話で予約してください。

◎問い合わせ (0155) :

健康増進課保健係 ☎(55)5110
Fax (22)1714

06

思春期・妊娠・出産
子育てをサポートします
子育て世代
包括支援センター

思春期のお子さんの相談から、不妊相談、母子健康手帳の発行、乳幼児の各種相談など、子育て世代の方に対し、保健師、助産師、子育て支援員などがさまざまな一体的サービスを実施します。

場 所 安達保健福祉センター内
※安達保健福祉センターでは、

平日(土日・祝・年末年始を除く)の午前9時から午後5

時まで随時相談ができます。

◎問い合わせ :

子育て世代包括支援センター(Mum)

☎(24)8660
Fax (23)1714

07

子育て世帯の負担を軽減
第2子以降の保育料が
原則無料(所得要件あり)

子育て世帯を応援する施策の一つとして、第2子以降の保育料を全額助成します。低所得者世帯は、第1子から全額助成対象となります(私立幼稚園、事業所内保育園は一部助成)。

例えば…
保育所・認定こども園の場合
市民税所得割額48,600円未満の世帯の場合
生計を一緒にする子どものうち、年長順から数えて第2子以降にあたる児童
\保育料無料/

市民税所得割額48,600円以上の世帯の場合
未就学の子どものみを数えて第2子以降にあたる児童
\保育料無料/

◎問い合わせ :

子育て支援課保育所幼稚園係
☎(55)5112
Fax (22)1714

08

急な仕事で子どもを預かってほしい…
ファミリー
サポートセンター

『急な仕事や病気など、ちょっと子どもを預かってほしい』『家まで送迎してほしい』そんなときはファミリーサポートセンターまでご連絡ください。

◎問い合わせ :

特定非営利活動法人子育て支援グループ
☎・Fax (23)4740

09

ママさんたちの交流の場
子育て支援センター

地域の子育て支援情報の収集・提供や、子育て全般に関する相談・支援を行う拠点として、育児相談や親子同士の交流ができる親子教室、運動会など、各種イベントを開催しています。開設時間等詳しくは、各支援センターへお問い合わせください。

センター設置地域	設置場所	問い合わせ
二本松地域	二本松保健センター2階	☎/Fax (23)0415
安達地域	認定こども園まゆみぶらす内	☎(24)8347 Fax(24)9075
小浜地域	小浜保育所内	☎/Fax (55)2124
新殿・旭地域	いわしろさくらこども園内	☎(57)2709 Fax(57)2723
東和地域	とうわこども園内	☎(24)8125 Fax(24)8126

◎問い合わせ :

子育て支援課子ども家庭係
☎(55)5094
Fax (22)1714

老後

高齢者のための福祉サービス

市は、日本一の『健幸長寿都市・二本松』を目指して、高齢者の方々がいつまでも元気で生きがいをもって生活できるよう、各種サービスを取りそろえています。生活支援や健康づくりのためにご利用ください。

01 いつまでも健康でいるために 生きがいデイサービス

健康の維持・増進、介護予防の観点から、入浴や給食、日常動作訓練等のサービスを行います。
対象者

介護保険の要介護・要支援状態に至らない65歳以上の方
利用料 1日当たり
1130円～1165円

※施設によって異なります。
利用可能施設

・二本松生きがいデイサービスセンター(二本松福祉センター内)

・安達生きがいデイサービスセンター(安達保健福祉センター内)

・岩代生きがいデイサービスセンター(六角はつらつセンター内)

・東和生きがいデイサービスセンター(デイサービスセンター和・なごみ内)

※各施設とも、専用バスで送迎します。

02 一人暮らし等の高齢者を支援① 配食サービス

在宅の一人暮らし高齢者等に対し、栄養バランスの取れた食事(昼食のみ)を届けながら、安

否確認も行います。
対象者

・おおむね65歳以上の一人暮らしの方

・高齢者のみの世帯およびこれに準ずる世帯の高齢者

配食期間 月曜日～金曜日
利用料 1食当たり400円

その他 糖尿病食や減塩食、きざみ食等、食事制限がある方にも対応しています。

03 一人暮らし等の高齢者を支援② 緊急通報システム

65歳以上の一人暮らし等の方に、緊急通報装置を給付します。この給付に当たっては、あらかじめ緊急時に駆けつけてくれる協力員(3人)の登録が必要です。

※前年度所得税に応じて、自己負担金をいただく場合があります。

04 集いの場を提供します 敬老会

年度内に75歳以上になる方を、地区ごとの敬老会にご招待します。婦人会等の地域の方々のご協力をいただき、楽しい一日を過ごしていただきます。

05 調理や洗濯などの サポートをします ホームヘルプサービス

介護保険の訪問介護の対象とならない65歳以上の一人暮らし等の高齢者の方に、必要に応じてホームヘルパーを派遣し、調理・洗濯・掃除等を行います。
利用回数 週1回1時間程度
利用料 所得に応じて決まります。

06 住宅改修費用を助成します 高齢者にやさしい 住まいづくり助成事業

60歳以上の方が要介護・要支援にならないように実施する住宅改修に対し、改修に要した費用の一部を助成します。
助成額
改修に要した費用の4分の3以内の額(15万円を限度)

申請方法等
工事前申請が必要となります。詳細については高齢福祉課へお問い合わせください。

07 在宅で介護している方を支援① 介護者激励金

重度の介護を要する方を在宅で介護している方に、激励金を給付します。
対象者 要介護4または5と認



08

在宅で介護している方を支援② 介護用品給付

定された65歳以上の方で、寝たきりまたは認知症の状態にある方を在宅で6カ月以上介護している方

激励金 在宅期間によって月額5千円の激励金を給付します。

※給付については、年度分まとめて3月に行います。

一定の基準を満たす要介護者を介護している方へ、紙おむつなどの介護用品給付券(月額3千円)を発行します。

対象者 要介護と認定された65歳以上の方で、常時介護用品を必要とする方を介護している方

※介護保険適用施設入所者や入院中の方は対象となりません。

09

友達と一緒にリフレッシュ 温泉等利用健康増進事業

高齢者の健康増進と閉じこもりの解消などに役立てていただくため、70歳以上(年度中に70歳になられる方を含む)の方に温泉等利用券(5千円分)を送付します。

注意事項
利用券の交付を受けた方で次

10

高齢者の外出支援① 公共交通運賃無料化事業

の事項に該当した場合は、利用券を返還してください。

- ・市外に転出したとき
- ・死亡したとき
- ・要介護1以上の認定を受けたとき

※要介護1以上の認定を受けた方には送付しておりませんが、外出が可能な方は高齢福祉課までお問い合わせください。

※利用券は本人のみ利用できません。利用券裏面記載の留意事項を守ってご利用ください。

75歳以上の高齢者は、「高齢者無料乗車証」を使用することで公共交通を無料で利用できます。

利用可能な公共交通機関

- ・福島交通、協和交通の路線バス
- ・コミュニティバス(安達・岩代・東和地域)
- ・デマンドタクシー(安達・岩代・東和地域)

無料となる範囲

- ・ようたすカー(二本松地域)
 - ・二本松市内
- ※市内と市外をまたがる交通機関を利用する場合、市外区分は有料となります。

11

高齢者の外出支援② ようたすカー (二本松地域)

利用方法等
詳細については高齢福祉課へお問い合わせください。

65歳以上の方が通院や買い物などに利用できる乗合型タクシーです。利用される際はあらかじめ登録手続きが必要です。

料金 1乗車300円

◎問い合わせ(0155)1111111

高齢福祉課長寿福祉係
☎(55)51114
Fax(22)1547

12

高齢者の外出支援③ デマンドタクシー (安達・岩代・東和地域)

予約制の乗合型タクシーで、安達・岩代・東和地域にお住まいの方は、どなたでも登録できます。

料金 1乗車300円

◎問い合わせ:

秘書政策課総合政策係
☎(55)5090
Fax(22)8533